

健康保険証廃止に伴う今後の対応について

令和 7 年 12 月 2 日以降、従来の健康保険証が利用できなくなるため本人および扶養家族が医療機関等を受診する際は、原則マイナ保険証を利用して受診することとなります。

しかし、何らかの事由によりマイナ保険証を利用できない方は、保険証の代わりとなる「資格確認書（はがきサイズ）」にて受診いただくこととなります。

今般、従来の健康保険証をお持ちの本人および扶養家族で、マイナ保険証による資格確認ができない方（資格確認書交付対象者）を対象に「資格確認書（はがきサイズ）」を交付いたします。

※申請等、お手続きは不要です。

資格確認書がお手元に届くまで暫くお待ち下さい。

▶資格確認書交付対象者

- ・マイナンバーカードを作成されていない方
- ・マイナンバーカードを持っているが、健康保険証の利用登録をしていない方
- ・マイナンバーカードを返納した方
- ・マイナンバーカードまたは電子証明書の有効期限が切れている方

▶発送時期

令和 7 年 11 月 21 日～25 日にかけて順次発送

▶発送先

会社に届出している被保険者本人の住所

※ご希望の住所への発送など、個別の対応はできかねますのでご了承ください。

※海外勤務の方について

ご家族が国内におられる場合は、ご家族の住所へ送付いたします。

ご家族が国内におられない（家族帯同）の場合は、会社または所属へ送付いたします。

▶現行の健康保険証について

12/2 以降、現行の健康保険証は使用できないため、返却は不要です。

ただし、12/2 までに健康保険の加入資格がなくなる場合は、返却ください。